

岐阜県公報

目次

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定

(選挙管理委員会)

ページ
一

号外(二) 平成十九年四月十日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

平成十九年四月十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤久子

指定する施設の名称等

名	称	所	在	地
社会福祉法人美徳会ケアハウスビアン		多治見市	上山町1丁目	92番地1
社会福祉法人成蹊会特別養護老人ホームかの輝きの社		美濃市	桑原	3008番地1

平成十九年四月十日印刷
平成十九年四月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))